

2019年度県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業Q & A

1. 事業内容について

Q1-1 助成対象事業について、具体的にどのような事業を対象としていますか。

A1-1 地域資源を活かした新商品・新サービスの開発、既存商品の改良、観光客の受入態勢整備などの効果的な取組を対象としております。また、新商品・新サービス開発もしくは既存商品の改良を行うことを必須とし、当該商品・サービスの販路開拓のためのイベント・物産展等への出展活動も対象とします。

具体的な例としては、以下のような取組があげられます。

- ・地域の農林水産物や観光資源などのストーリーを盛り込んだ新商品開発を行う。
- ・商店等において商品やメニュー、販促ツール等の多言語化を図り、観光客の受入態勢整備を行う。
- ・観光資源を活かした観光体験プログラムの商品化を行う。

Q1-2 過去に「さんりく基金県北沿岸地域特産品開発事業」に採択され助成を受けたことがあるが、申請可能ですか。

A1-2 事業内容が異なる場合は申請可能です。過去に採択された事業と同様の内容の場合は対象外となります。また、助成機会の均衡を図るため、新規の申請者を優先する場合があります。交付申請書内に過去の助成実績の有無についての記載欄がありますので、採択の実績がある申請者は詳細を記入してください。

Q1-3 事業内容の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

A1-3 事前に承認を受ける必要がありますので、変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。
なお、助成対象経費（事業計画書の「事業費積算」の欄に記載した支出経費）の科目間の金額の増減は、承認を受けずに変更できます。

2. 助成対象経費について

Q2-1 事業従事者旅費とはどのようなものがあてはまりますか。

A2-1 当該事業で完成した商品・サービスの販路開拓にかかる旅費のみを対象とし、1回につき2名分を限度としております。個人的な商談は対象外とし、県や市町村、商工団体が主催するイベント、物産展等への出席のための旅費に限ります。完了時、参加したイベント等の実施要項や内容等を添付してください。

なお、タクシー代やガソリン代、高速道路代等、公共交通機関以外のものによる旅費は対象となりません。実費額での清算となりますので、各交通機関等の領収書のもらい忘れのないようにお気をつけください。

Q2-2 対象外の経費の例を教えてください。

A2-2 機械・備品等購入費、通信運搬費（商品サンプル送料、DM送料等）、光熱水費、産業財産権等取得費（商標登録、特許出願等）、振込手数料、直接売り上げや利益につながる費用など。

Q2-3 事業期間内に、商品の完成、成果物の納品等は完了しているが、支払いが済んでいないものは対象となりますか。

A2-3 対象となりません。助成対象は、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。

Q2-4 事業費が当初計画より上回った場合、交付決定額を超えて助成金をもらうことはできますか。

A2-4 できません。事業費が増大した場合、交付決定額以上の費用は自己負担となります。

Q2-5 申請書の「事業費積算」欄の記載例を教えてください。

A2-5 一例として記載します。なお、積算に係る見積書を添付してください。

事業費積算 (単位：円)	収入	[収入区分]	[内訳]	[金額]
			さんりく基金助成金	
		自己資金		113,460
			収入計	564,460
	支出	[科目区分]	[内訳]	[金額]
		外注費	パッケージデザイン料	150,000
		印刷製本費	パッケージ試作	150,000
		〃	翻訳費	50,000
		〃	チラシ作成	100,000
		広告宣伝費	のぼり作成	50,000
		事業従事者旅費	大船渡～東京(新幹線 29,460 円、 宿泊費 2 泊 20,000 円)	49,460
		出展料	〇〇商談会出展料	15,000
			支出計	564,460

交通費は実費です。経路を記載してください。

(※1) 助成金算出方法

支出計 564,460 円 × (助成率) 4/5 = 451,568 円 (千円未満切捨)

3. 事務手続きについて

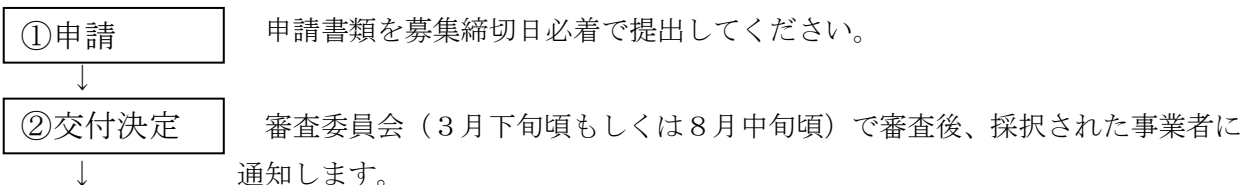
Q3-1 交付決定を受けた場合、助成金はいつ入金されますか。前金払はできますか。

A3-1 前金払は行いません。事業完了確認後、助成金の交付を行います。

提出された書類のすべての確認が完了し、必要手続きが終了後 1 週間程度での振込となります。

Q3-2 申請後の流れを教えてください。

A3-2 申請から完了までの流れは以下のとおりです。



③事業実施

(※事業内容変更)

事業を変更する場合、事前に変更承認申請書を提出してください。

(※事業中止)

事業を中止する場合、中止（廃止）承認申請書を提出してください。



④事業完了

事業完了後速やかに書類を提出してください。



⑤助成金交付

完了確認後、助成金の振込を行います。

4. その他

Q4-1 2次募集はありますか。

A4-1 あります。7月31日（水）を締切日としています。

2次募集に申請いただくと、事業期間がおおむね2月末頃までとなり、冬季に事業を実施することが可能となります。

Q4-2 事業期間の延長はできますか。

A4-2 原則として、期間の延長はできません。事業期間内に完了できるように計画的に事業を進めてください。

Q4-3 申請にあたっての注意点はありますか。

A4-3 ①例年、申請書類の不備等が多くみられます。ご不明な点は、事前に事務局へご相談願います。

また、事業費の積算に関し、見積書の添付が必須のため、期日までにご準備をお願いします。

②「連絡担当者」欄は、実際に事務手続きをしている方のお名前及び日中に連絡のつく電話番号をご記入ください。

Q4-4 事業実施にあたって必要となることはありますか。

A4-4 ①事業内容について、新聞・雑誌・各種メディアやサイト等に掲載される場合、また告知物（チラシ等）を作成する場合は、さんりく基金の助成事業を受けている旨を必ず記載すること。なお、掲載が事前に把握できる場合は事務局へお知らせください。

②事業実施の際は、取組内容がわかるよう、写真などの記録をお願いします。さんりく基金公式ホームページにて活動内容をご紹介する際に、提出いただきますのでご協力をお願いします。